

第6章 意匠登録を受けることができない意匠

1. 概要

意匠法第5条は、工業上の利用可能性、新規性、及び創作非容易性等の登録要件等を満たす意匠であっても、公の秩序、善良の風俗（以下この章において「公序良俗等」という。）を害するおそれがある意匠や、産業の発展を阻害するおそれがある意匠については、公益的な理由から、意匠登録を受けることができないことを規定したものである。

この章においては、審査官が、出願された意匠について、上記の意匠登録を受けることができない事由（以下この章において「不登録事由」という。）に該当するか否かの判断を、どのように行うかについて取り扱う。

2. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る基本的な考え方

出願された意匠が、工業上の利用可能性、新規性、及び創作非容易性等の登録要件等を満たすものであっても、意匠登録の査定時点において、以下のいずれかに該当する場合は、審査官は、当該意匠が不登録事由に該当すると判断する。

- （1）公序良俗に反する意匠（第5条第1号）
- （2）他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠（同第2号）
- （3）物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠（同第3号）

なお、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願である場合は、審査官は上記（1）（第5条第1号）及び上記（2）（同第2号）の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、意匠に係る物品全体の形状等を判断の対象とする。他方、上記（3）（同第3号）の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

3. 不登録事由に該当するか否かの具体的な判断

3.1 公の秩序を害するおそれがある意匠

日本若しくは外国の元首の像又は国旗を表した意匠、わが国の皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章（類似するものを含む。）等を表した意匠は、国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれがあることから、審査官は、このような意匠については、意匠法第5条第1号が規定する公の秩序を害するおそれがある意匠と判断する。

また、審査官は、出願人と何ら関係のない特定の人物の肖像や個人情報等を表した意匠についても同様に取り扱う。

ただし、審査官は、運動会風景中の万国旗等が表された意匠のように、特定の国や皇室又は王室に対する尊厳を害するおそれがないものである場合には、公の秩序を害するおそれがある意匠と判断しない。

3.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠

審査官は、健全な心身を有する人の道德観を不当に刺激し、しゅう恥、嫌悪の念を起こさせる意匠、例えば、わいせつ物を表した意匠等については、意匠法第5条第1号が規定する善良の風俗を害するおそれがあるものと判断する。

3.3 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠

他人の周知・著名な商標や、これとまぎらわしい標章を表した意匠は、その物品等がそれらの人又は団体の業務に関して作られ、又は販売されるものと混同されるおそれがあることから、審査官は、このような意匠については、意匠法第5条第2号が規定する他人の業務に係る物品等と混同を生じるおそれがある意匠と判断する。

3.4 物品の機能を確認するために不可欠な形状、若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠

物品の機能を確認するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠は、本来、特許法又は実用新案法によって保護されるべき技術的思想の創作であるなど、意匠権として排他的独占権を付与するに適さないものである。

審査官は、出願された意匠が、例えば以下のいずれかの類型に該当する場合には、意匠法第5条第3号が規定する物品の機能を確認するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとっ

て不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠と判断する。

(1) 物品の機能を確保するため又は建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる意匠

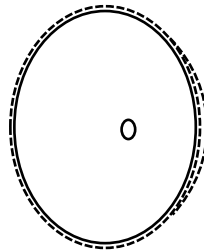
審査官は、出願された意匠が物品の機能を確保するため又は建築物の用途により必然的に定まる形状（必然的形状）のみからなる意匠である場合には、意匠法第5条第3号に規定する物品の機能を確保するために不可欠な形状又は建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠に該当すると判断する。

審査官は、出願された意匠が必然的形状のみからなる意匠に該当するか否かについて、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、物品の技術的機能又は建築物の用途を体現している形状のみに着目して判断することとする。その際、特に次の点を考慮するものとする。

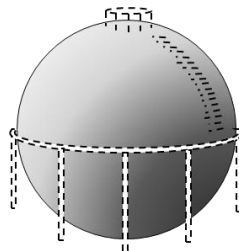
- (イ) その物品の機能又は建築物の用途を確保できる代替可能な形状が他に存在するか否か。
- (ロ) 必然的形状等以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か。

＜意匠登録を受けようとする意匠が必然的形状に該当するものの例＞

【事例1】物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる「パラボラアンテナ」の内面側部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠



【事例2】建築物の用途により必然的に定まる形状のみからなる「ガスタンク」の球形状の本体部分のみについて意匠登録を受けようとする意匠



(2) 物品の互換性確保等のため又は建築物の用途等に照らして標準化された規格により定まる形状（準必然的形状）からなる意匠

審査官は、物品等の互換性の確保（技術的機能の確保を含む。）等のため、又は建築物の用途等に照らして、形状及び寸法等の各要素が規格化又は標準化されているものであって、規格化又は標準化等がなされた形状及び寸法等により正確に再製せざるを得ない形状からなる意匠についても、(1)の必然的形状に準じて取り扱う。

審査官は、例えば以下の(イ)又は(ロ)に該当するものは、物品等の互換性確保等のために標準化された規格に該当すると判断する。

(イ) 公的な標準

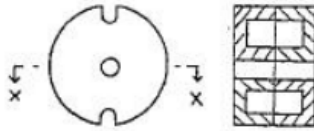
一般財団法人日本規格協会が策定するJIS規格（日本産業規格）、ISO（国際標準化機構）が策定するISO規格等の、公的な標準化機関により策定された標準規格。

(ロ) 事実上の標準（デファクト・スタンダード）

公的な規格とはなっていないが、その規格が当該物品等の分野において業界標準として認知されており、当該標準規格に基づく製品がその物品等の市場を事実上支配しているものであって、規格としての名称、番号等によりその標準となっている形状、寸法等の詳細を特定することができるものをいう。

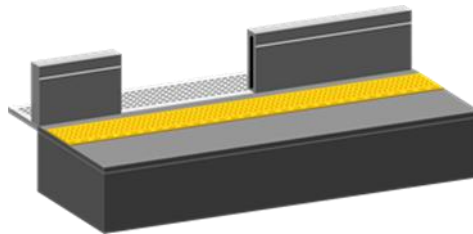
＜意匠登録を受けようとする意匠が準必然的形状に該当するものの例＞

【事例 1】 公的な標準化機関により全体の形状が規格化された「磁心」の意匠



（例：JIS C2516 4.4 により規格化された磁心）

【事例 2】 公的な標準化機関により規格化された点字ブロックの部分のみを、意匠登録を受けようとする部分とした「プラットフォーム」の意匠



ただし、意匠法第 5 条第 3 号の規定の適用は、形状等に基づく機能の発揮が主たる使用の目的となっている物品等に限ることとする。したがって、例えば、事務用紙（紙の原紙寸法 JIS P 0202）、日用紙（封筒 JIS S 5502）等は、公的な標準規格あるいは事実上の標準規格により定まる形状を有していても、意匠法第 5 条第 3 号の規定は適用しない。

（3）画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠

審査官は、画像の用途等に照らして必然的に定まる表示のみからなる意匠に加え、規格化又は標準化等がなされた表示により正確に作成せざるを得ない表示のみからなる意匠についても、意匠法第 5 条第 3 号に規定する画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠に該当すると判断する。

＜画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠に該当するものの例＞

【事例1】 道路標識表示部分について意匠登録を受けようとする「道路標識用画像」の意匠



【事例2】 公的な標準化機関により規格化された表示のみを、意匠登録を受けようとする部分とした「自動車用状態表示画像」の意匠



（例：ISO 7000 により定められた機器に用いる図記号）

4. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る審査の進め方

審査官は、出願された意匠が不登録事由に該当するとの心証を得た場合は、出願された意匠が第5条の規定により意匠登録を受けることができない旨の拒絶理由通知を送付する。

出願人は、これに対して、手続補正書を提出して補正をしたり、意見書により反論、釈明をしたりすることができる。補正や、反論、釈明により、出願された意匠が不登録事由に該当するものであることが明らかであるとの心証を、審査官が得られない状態になった場合は、拒絶理由は解消する。

審査官は、心証が変わらない場合は、第5条の規定により意匠登録を受けることができない旨の拒絶理由に基づき、拒絶査定をする。